

上越市市道除雪作業報償金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、除雪路線に指定していない市道において、除雪作業を行った団体に対し、予算の範囲内において支給する報償金の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 除雪路線に指定していない市道 道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により市長が認定している道路のうち、市が定めた除雪路線に指定していない市道をいう。
- (2) 除雪作業 除雪路線に指定していない市道において、普通自動車1台が通行可能な程度に除雪、排雪、消雪等により雪を除去する作業をいう。

(支給対象者)

第3条 報償金の支給を受けることができる団体（以下「支給対象者」という。）は、第8条及び第9条の規定により事前に登録を行い、除雪作業を行う団体で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 町内会
- (2) 町内会の組又は班
- (3) その他市長が必要と認める団体

2 前項の場合において、同一の市道について、複数の団体で除雪作業を行うときは、一の団体として登録しなければならない。

(報償金の対象)

第4条 報償金の支給の対象は、支給対象者が実施する除雪作業とする。

(対象期間)

第5条 報償金の支給の対象となる期間（以下「対象期間」という。）は、12月1日から翌年3月15日までの期間とする。

(報償金の額)

第6条 報償金の額は、一の団体当たり対象期間において、除雪作業の実施回数1回につき1m当たり50円に除雪延長を乗じて得た金額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(除雪作業の実施回数)

第7条 報償金の支給の対象となる除雪作業の実施回数は、別表に定める地区ごとに、対象

期間における除雪事業者が除雪のために出動した回数（一の地区を複数の事業者により除雪している場合は、それぞれの事業者の出動回数を合算して得た数を当該事業者の数で除して得た数（当該数に1回未満の端数があるときは、これを切り捨てた数））を上限とする。

2 市長は、毎年度、前項の規定により別表に定める地区ごとに、対象期間における上限の回数を決定したときは、第9条の規定により登録した団体（以下「登録団体」という。）に別に定める方法により通知するものとする。

（登録の申請）

第8条 報償金の支給の登録をしようとする団体は、除雪作業を実施する前までに上越市市道除雪作業報償金団体登録申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 除雪作業を実施する路線位置図
- (2) その他市長が必要と認める書類

（登録の決定）

第9条 市長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、申請書等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、これを審査し、登録の可否を決定したときは、上越市市道除雪作業報償金団体登録 決定 通知書（第2号様式）により支給対象者に通知するものと 却下 する。

（登録内容の変更）

第10条 登録団体は、前条の規定により登録した内容を変更しようとするときは、上越市市道除雪作業報償金団体登録変更申請書（第3号様式）に第8条各号に掲げる書類のうち変更に係る書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前条の規定は、前項の変更の承認について準用する。

（報償金の申請）

第11条 登録団体は、毎年度3月31日までに上越市市道除雪作業報償金支給申請書（第4号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 除雪作業の日報
- (2) 除雪作業の状況が分かる写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

（報償金の額の決定）

第12条 市長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、申請書等の審査及び必

要に応じて行う現地調査等により、これを審査し、報償金の支給の可否を決定したときは、
決定
上越市市道除雪作業報償金支給 通知書（第5号様式）により登録団体に通知するもの
却下
とする。

（報償金の支払）

第13条 登録団体は、前条の規定による通知があったときは、市長が別に定める請求書により報償金を請求することができる。

（報償金の返還）

第14条 市長は、登録団体が偽りその他不正の手段により報償金の支給を受けたと市長が認めるときは、報償金の一部又は全部を返還させることができる。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

別表（第7条関係）

地区名 (25地区)	合併前上越市（直江津地区）、合併前上越市（谷浜地区）、合併前上越市（春日・保倉地区）、合併前上越市（高田地区）、合併前上越市（和田地区）、合併前上越市（高土地区）、合併前上越市（桑取地区）、安塚区、浦川原区、大島区、牧区、柿崎区（北部）、柿崎区（南部）、大潟区、頸城区、吉川区（西部）、吉川区（東部）、中郷区、板倉区（北部）、板倉区（南部）、清里区（北部）、清里区（南部）、三和区、名立区（北部）、名立区（南部）
---------------	--

備考 この表に定める地区名の対象区域については、市長が別に定める。

第1号様式（第8条関係）

上越市市道除雪作業報償金団体登録申請書

年 月 日

（宛先）上越市長

住所（所在地）

団 体 名

氏名（代表者氏名）

電 話 番 号

次のとおり上越市市道除雪作業報償金支給の登録を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 除雪作業の内容

番号	除雪延長（m）	除雪作業の方法
合計		

2 添付資料

- (1) 除雪作業を実施する路線位置図
- (2) その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第9条関係）

上越市市道除雪作業報償金団体登録 ^{決定} 通知書
却下

第 号
年 月 日

様

上越市長

年 月 日付で申請のあった上越市市道除雪作業報償金の団体登録について、次のとおり決定したので通知します。
理由により申請を却下

1 登録の内容

番号	除雪延長 (m)	除雪作業の方法
合計		

2 却下の理由

第3号様式（第10条関係）

上越市市道除雪作業報償金団体登録変更申請書

年 月 日

（宛先）上越市長

住所（所在地）

団 体 名

氏名（代表者氏名）

電 話 番 号

年 月 日付けで決定のあった登録内容を変更したいので、次のとおり申請
します。

1 変更する内容

変更前	番号	除雪延長（m）	除雪方法
	合計		

変更後	番号	除雪延長（m）	除雪方法
	合計		

2 添付資料

- (1) 変更する除雪作業を実施する路線位置図
- (2) その他市長が必要と認める書類

第4号様式（第11条関係）

上越市市道除雪作業報償金支給申請書

年 月 日

（宛先）上越市長

住所（所在地）

団 体 名

氏名（代表者氏名）

電 話 番 号

上越市市道除雪作業報償金の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

1 除雪作業の実績

番号	除雪延長（m）	報償単価 （m/円）	除雪作業 実施回数	報償金額（円）
合計				

2 添付書類

- (1) 除雪作業の日報
- (2) 除雪作業の状況が分かる写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

（上越市暴力団の排除の推進に関する条例に基づく暴力団の排除のための誓約）

- (1) 報償金を暴力団の活動に使用しません。
- (2) 報償金の支給の対象となる事業により暴力団に対し利益を供与することはありません。

(3) (1)又は(2)に反する場合は、この申請を却下され、報償金の支給の決定を取り消され、
又は支給を受けた報償金を返還することを承諾します。

上記について誓約します。(□にレ点を記入してください。)

第5号様式（第12条関係）

決定
上越市市道除雪作業報償金支給 通知書
却下

第 号
年 月 日

様

上越市長

年 月 日付で報告のあった上越市市道除雪作業報償金の支給について、
と お り 決 定
次の 理由により申請を却下 したので通知します。

1 決定の内容

報償金の額	円
-------	---

2 決定の内訳

番号	除雪延長 (m)	報償単価 (m/円)	除雪作業 実施回数	報償金額 (円)
合計				

3 却下の理由